

《學界展望》

「農民法」研究の新段階

まえがき

歴史現象一般、ことに社會經濟史的諸現象の理論的把握ということは、歴史認識に負わされた不可避免的課題であり、この課題の解決のために現代のわたくしたちに與えられているのが、科學という武器なのである。そしてこの武器を鍛えあげるといふ仕事を果して來たのが、社會科學の巨匠たちであった。このような巨匠たちの筆頭に、カール・マルクス(1818—1883)とマックス・ウェーバー(1864—1920)のふたりを擧げること、今日もはや何人といえども、異論をさしはさまないであろう。

周知のようにマルクスは、生産手段の所屬關係を基準

渡 邊 金 一

として、社會構成上のつぎのような歴史的諸段階を設定した。原始共同體的、奴隸制的、封建的、資本主義的、社會主義的、の諸段階がそれである。この基本的構想は「資本論」以下の諸著において展開をみるとともに、エンゲルスの「家族、私有財産、および國家の起原」によって繼承されることになった。ところでこのおなじマルクスの從來未發表の草稿「資本制生産に先行する諸形態」が提示した共同體論、ないし共同體的土地所有論は、かれの理解の方法をあらためてみなおす機會をわたくしたちに與えてくれる結果になった。そのさいとくに問題の焦點をかたちづかったのは、この草稿で列擧されている共同體の三形態、すなわち、アジア的・古典古代的・

ゲルマンの共同體と、さきの社會構成の三形態、すなわち、原始共同體的・古典古代的・封建的生產様式との符合・對應關係いかんということであった。

この點にかんして提出されたいくつの解釋を整理したのが太田秀通「共同體と英雄時代の理論」であった。

氏は社會構成と共同體との機械的な對應という考えをしりぞけ、「共同體の三形態は、總體的奴隸制、古典的奴隸制、封建制、という三つの階級社會が發展する際に、階級關係がはじめてそこに展開していく社會經濟的な場をなす、という意味で、それぞれの生產様式と對應するにすぎない」と考へる。しかしながら氏はすぐに續けて云う、「いいかえると、世界史の上に相ついで出現した新たな生產様式の三段階は、それぞれの共同體を起點とし、これに基礎づけられつつ、自然的・經濟的・歴史的諸條件のもとで確立したものである」と（傍點は本稿筆者）。つまり、なるほど民族史的にみたばあいには、共同體の階級社會への移行にさいし、總體的奴隸制が形成されるか、古典古代的奴隸制社會が形成されるか、あるいは封建社會が形成されるかは豫め一義的には定まていない。しかしながら世界史的にみたばあいには、古典古

代社會とアジア社會との關係、またゲルマン社會と古典古代社會との關係がしめすように、ギリシア・ローマ人とゲルマン人とはそれぞれ、アジア文明、古典古代文明という「先進文明の存在を前提とし、その文明と生産力の諸要素とをとり入れるという物質的過程によって」、換言すれば事實上の連續・繼起關係によって、「先行する社會構成と結びつけられている。」その意味でやはり共同體の三形態は、生産力の高まりに應じてつぎつぎに出現した發展段階なのだ。太田氏の、マルクス草稿にたいする解釋はほぼ以上のように要約できるとおもふ。

マルクスとはちがつて、もともと歴史自體の客觀的な發展法則の存在などを信じなかつたウェーバーには、いかなる意味においてであれ、そもそも發展段階的な思考の入り込む餘地などありえよう筈はなかつた。たとへば「古代社會經濟史」においてかれがしめした古代國家の諸形態の一連の圖式も、かれ自らが合理的と考へておこなった配列にすぎないものであつた。この點についての詳細はすでに本誌第三九卷第四號（古代社會經濟史）の「解説」に再録）で論じておいたのでもはやここではふれない。そうではなくて以下にのべたいと思うのは、すでに

そこで手を染めておいたマルクス・ウェーバ同異論の續きなである。わたくしは本稿の冒頭において、マルクスとウェーバーとの名をなんらちゅちよすることなく、ならべて挙げたけれども、以下では兩者の概念構造をとり上げることによって、この間の事情を明かにしたいとおもう。

一口に言つて、兩者の偉大さは、ともに、ともかくも、それぞれ一つの全體概念 *Totalbegriff* をつくりあげた點にあるのではなからうか。そしていままでに述べて來たところを材料にして言えば、そのさいの全體概念とは、マルクスにあっては和聲的^{ハーモニック}な構造であり、ウェーバーにあっては多聲的^{ポリフォニック}なそれといえないであらうか。マルクスは、生産様式をトニカとし、共同體をドミナントとして社會構成という一個の和音をつくり出す。すなわち、かれがまずえらんだのは、だれの感覺の對象ともなりうるような、明々白々たる簡單な經驗的所與としての生産様式であつた。しかしながらそれはつづいて、たんなるウクライドとしての域をこえて、共鳴する國家法制や藝術を自らにしたがえつつ、全體的な社會構成という一箇の和音をつくり出した。これにたいして

ウェーバーの全體概念にあっては、そのなかでどの要素も、したがつて經濟が、主導的な地位を占めるということとはない。しかしながら、たとえば「古代社會經濟史」における古代諸國家の理想型概念にみられるように、それはけつしてたんなる國家形態の一概念にとどまるものではない。反對にそれは、自然、經濟、社會さらには人間の氣質にまでも充分の顧慮をはらつてつくり上げられているのである。ただしこれらの要素の共鳴の仕方はマルクスのばあいのように和聲的であるよりは多分に多聲的であり、相よつてたまたま國家形態という一全體概念をかたちづくるのである。

さて、以上ながながとマルクス・ウェーバー論をくりひろげたけれども、それも實は、わたくしが歴史研究の對象としてとりこんでいるところの、ビザンツ帝國の農民共同體をいかに把えるべきか、という問題があるからにはかならない。

戦後直ちにリプシッツがおこなつたような、「スラヴ團體説」の復活の試みが、學界一般のみとめるところとはならなかつた現在、「農民法」にあらわれるようなビザンツ農民共同體が共同體の總有段階をあらわすものであ

るとすることはもはや無理のようである。マルクスの共同体概念を持ち出すとすれば、それは太田氏も指摘するようにゲルマンの共同体に所屬さすべきであろう。太田氏はつづいて云う、「しかしそれは決して封建的共同体ではない。それは、ローマ帝政後期以来の *Colonatus* による私的大土地有制の展開にみられる封建的傾斜に對し、かえって古代的政治形態、あるいは東方的専制權力の基礎をなすものであり、ビザンツ帝國の國家權力と、農民法にみられる共同体成員との關係は、古代オリエントにおける専制君主と隸農との關係に類似している。これがビザンツ帝國の中央集權的官僚制、權威主義・専制主義の支柱であったことは疑いがないだろう」と。このような太田氏の指摘點は、實は現在ビザンツ農業史で論議の對象をなしているオストロゴルスキーの新説 (G. Ostrogorsky, *Quelques problèmes d'histoire de paysannerie byzantine*, 1956) の成りゆきと重要なかわりをもつ。この新説の詳細については、拙稿「ビザンツ農民に關する若干の考察」一橋大學研究年報 經濟學研究Ⅱをみられたいが、要するに、ビザンツ中期までの自由農民や農兵でそれ以後に聖俗兩界の大土地所有者の隸屬農民

(*Paroi*ko) とならなかった者は、國家隸屬農民 (*Demosiarioi*, *Demosiako*) となったというのがオストロゴルスキーの新説の骨子であり、この新説に對しては、國家隸屬農民を國有地小作の隸屬農民と解し、それと區別された自由農民や農兵のビザンツ後期における依然たる存續を主張するデルガーが批判に立つのである (最新の批判については F. Dölger in B. Z. 52 (1959) S. 386. Bsp. von G. Ostrogorsky, *Das byzantinische Kaiserreich in seiner inneren Struktur*, (*Historia Mundi*, herausg. v. F. Valjavec, VI. Bd.: *Hohes u. Spätes MA.* (1958) S. 445—473))。

ではウェーバーに準據して解釋すれば、ビザンツ農民共同体はどのように處理されることになるであろうか。マルクスの總體的奴隸制概念から發展段階的な本質をぬきとって類型概念化したとき、すなわちマルクスの概念をウェーバー的に換骨奪胎したときにえられると考えられる「ライトウルギー國家」という概念がそのさい問題となるであろう。そしてこのウェーバーのばあいには、マルクスにおける所有 *Eigentum* と保有 *Besitz* にかわって、所有 *Besitz* と小作 *Pacht* という對立概念があらわ

れるのである。

ビザンツ農民共同体におけるこのような、いずれにせよ古代的な特質の重視は、しかしながらあまりにゆきすぎてはならないであろう。なぜならば、ビザンツ農民共同体の發展には、同時代の西ヨーロッパ中世の、したがってゲルマン的共同体との間にいくつもの類比性を指摘できるからである(たとえばビザンツ農民層の分解、兵農の分離などについては、マケドニア王朝の一連の土地立法を分析した拙稿「十世紀におけるビザンツ農村」經濟學研究IVをみられたい。なおこの點とも關連するものにビザンツ帝國における封建制の問題があるが、紙數の關係で立ち入ることは出来ない。詳細については、近く「歴史學研究」所收の拙稿「ビザンツ帝國における封建制の問題」をみよ)。

以上のような理論的な問題を背景に豫想しつつ、ビザンツ農民共同体にかんする重要な史料の一つ「農民法」の最近の研究成果を展望することを、續く本文で試みたいとおもう。

一

先年リプシツ⁽¹⁾およびデルガー⁽²⁾が *byzantios teoprikas* (「農

業法」とも「農民法」とも譯される。以下 $N \cdot \Gamma$ と略記)について研究を發表したのを機に、私は $N \cdot \Gamma$ 論争について學說史的展望を試みるとともに、同法がビザンツ史理解の上に秘めている諸點について指摘するところがあった⁽³⁾。ところでその後も $N \cdot \Gamma$ はひきつづき研究の對象となつていたのであつて、したがって私は以下において同問題研究の現況を日本の歴史學界に紹介したいと思う。

その一はデルガーの研究である。一三四五年にテッサロニケの裁判官コンスタンティノス・ハルメノプロスは、當時なお有効であるとしば適用された法規を、『官撰法集』、『皇帝新法』、および有名な一連の『私撰法集』、から拔萃し體系づけて『六書』(Hexabiblos)の標題で刊行したが、一九四五年にはその六百年記念のために、テッサロニケ大學法學部は記念論文集を計畫した。この論文集は、一九五二年に、ギリシア、イギリス、フランス、ドイツの二三人の學者よりの寄稿をおさめて刊行されたが、デルガーの研究はこれらの寄稿の一つである⁽⁴⁾。いまだこの記念論文集を入手しえずにいる私にとって、同研究の内容は、『ビザンツ年報』誌上で

のデルガー自身の紹介によりうかがい知るよりないが、それによればデルガーの論文は、*N・Γ*の手書本傳承にかんするものである。

周知のように、*N・Γ*は、十一世紀から十七世紀にかけてのほぼ百に近い手書本中に、「レオ三世（七一七—七四一）編纂の『法規選集』（Eklage）（七二六ないし七四一年に編纂）の附録の一部として、*naus Prochiron, Epilogos aucta, Ecloga ad Prochiron mutata* などの法撰集の附録の一部として、さらにはハルメノブ羅斯の『六書』の附録中に、おさめられている。そして *N・Γ* はこれらの手書本間で、章の数および配列の點で大きな差異を示すとともに、元來は一章句でも註解挿入の結果長文となったものをかかげる手書本もある、といったぐあいである。そこでこれら手書本から *N・Γ* の原形を確定しなければならぬという非常な難問が生れるのである。この問題をとりあげたデルガーの上記論文はつぎのような確定をおこなう。

(1) ハルメノブ羅斯の「六書」の *N・Γ* (G. H. Heimbach, *Constantini Hermenopuli Manuale legum sive Hexabiblos cum appendicibus et legibus agrariis*, Lipsiae 1851) は

「六書」の利用者ないし筆寫者が手書本におこなった添記（ハイムバッハ・アッシュバーナー）ではなく、ツアカリアエ・フォン・リンゲンタールの説くようにハルメノブ羅斯自らが「六書」の附録中に加えたものであること。

(2) アッシュバーナーがその *N・Γ* 刊行 (J. H. S. XXX, 1910, 85—108, cf. XXXII, 1912, 68—95) において準據したところの、概してエクロゲーの附録中におさめられ八五章から成る *Einzelüberlieferung* (その最古手書本は十一世紀に遡る) にくらべて、ハルメノブ羅斯版の *N・Γ* は十三も多くの章を含んでおり、*Ecloga ad Prochiron mutata* の附録中の *N・Γ* もまた十一の章だけ多く、しかもこれら餘分章句のうち三つの章は言葉どおりの一致を示すこと。

以下の確定からデルガーは、原 *N・Γ* が元來 *Einzelüberlieferung* により伝えられているよりも廣範にわたるものであったことを結論づける。換言するならば、十四世紀に成立したハルメノブ羅斯『六書』の *N・Γ* の方が、その最古手書本が十一世紀に遡るところの *Einzelüberlieferung* 中の *N・Γ* よりも原 *N・Γ* に一層近い、とするのである。カラヤノブ羅斯がデルガーのこの

結論をさらに首尾一貫的におしすすめる事情については、私たちは後にふれるであろう。

このデルガーの論文とは獨立して、しかしながらおなじく *N・Γ・* の傳承の問題と本格的に取組んだのがマラフォスの研究であった。エクロゲー其他の法撰集を主幹としてこれに附され、*N・Γ・* 其他の法を集録している『附録』とは、多少の差こそあれ脈絡のある仕方で分類された一連のテキストのことで、主たる法撰集に附随するとともにそれを補足するものである⁽⁶⁾。マラフォスは、この附録の構成上での變化を、これら附録中に *N・Γ・* が出現を開始する十一世紀から、「エクロゲーの附録」および「六書」の附録、の二主要附録形態が明確化する十四世紀にわたる(ないしそれを越えて十七世紀におよぶ)手書本について確定するとともに、その中で *N・Γ・* が蒙った形式上内容上での手入れの跡を検出した。

N・Γ・ の最も新しい研究はカラヤノプロスのそれである。カラヤノプロスはこの論文において、*N・Γ・* の編纂事情にかんする論争をあとづけるとともに、デルガーのユステイニアヌス二世說批判にたいしてオストロゴルスキーがおこなった反批判を、デルガーの立場に立つ

て切り返す。また十一世紀までのビザンツ農業史にかんする最良かつ最新の展望においてルメルが *N・Γ・* の傳承問題について、「六書」版が Einzelüberlieferung よりも原 *N・Γ・* に近いとするデルガーにたいして加えた批判⁽⁹⁾に答えて、カラヤノプロスは、デルガーの解釋をより首尾一貫的なものにするのである。

(1) E. E. Lipšic, *Byzanz und die Slaven. Beiträge zur byzantinischen Geschichte des 6-9. Jahrhunderts.* übersetzt von E. Langer. Weimar 1951. 105 S. mit Abb.

— cf. F. Dölger in B. Z. 48 (1950) S. 154—155.

(2) F. Dölger, *Ist der Nomos Georgikos ein Gesetz des Kaisers Justinian II?* Festschrift für Leopold Wenger. [Münchener Beiträge zur Papyrusforschung und die antike Rechtsgeschichte, XXXV] München 1945. S. 18—48

(3) 拙稿「Nomos Georgikos 研究の近況」一橋論叢第三十卷第五號 (mein Bericht, Gegenwartiger Stand der „Nomos Georgikos“-Forschung. The Hitotsubashi Review. Nov. 1953 S. 71—90.)

(4) Τόμος Κωνσταντίνου Ἀρμενοπόλου ἐπὶ τῇ ἐξακοστήτῳ τῆς Ἐξαβιβίου αἰῶνος (1345—1954) ἐκδόθηκεν ὑπὸ τῆς Διοκῆς Νομικῶν καὶ Οἰκονομικῶν Ἐπιστημῶν, [Ἐπιστημονικὴ Ἐπετηρὶς Πανεπιστημίου Θεσσαλονίκης,

- 6) (Thessalonike, *ibid.*, 622 u. 369 α — ϵ 1. Bl. gr. 8°); cf. F. Dölger in B. Z. 46 (1953) S. 405—406; Id., Har-menopulos und der Nomos Georgikos (*ibid.*, S. 151—162) cf. F. Dölger in B. Z. 46 (1953) S. 308—309.
- (7) J. De. Malafosse, *Les Lois agraires à l'Époque Byzantine. Tradition et Exégèse* (Recueil de l'Académie de Législation, t. XXIX, Paris, 1949 p. 1—75; cf. F. Dölger in B. Z. 43 (1950) S. 245.
- (8) J. De Malafosse, 2. Korreferat zu P. Zepos. *Die byzantinische Jurisprudenz zwischen Justinian und den Basiliken* (Berichte zum 11. Internationalen Byzantinisten-Kongress, V 1, München 1958, S. 1—27) S. 44. — なお第一回國際ビザンツ研究者大會の法律部門での報告については後述するところをみよ。
- (9) J. Karayannopoulos, *Entstehung und Bedeutung des Nomos Georgikos*, B. Z. 51 (1958) S. 357—373.
- (10) G. Ostrogorsky, *Geschichte des byzantinischen Staates*, 2. Aufl. München 1952, S. 74, Anm. 4.
- (11) P. Lemerle, *Esquisse pour une histoire agraire de Byzance: les sources et les problèmes*, Revue historique, CCXIX (1958), p. 49—62.

二

以上が $N \cdot \Gamma$ についておこなわれた最近の諸研究の

概要である。そこで私は以下において、これら研究にみられる新しい傾向や、論争の焦点をかたちづけている諸問題を指摘してゆきたいと思う。

一 $N \cdot \Gamma$ が七世紀から八世紀初頭の間に編纂された私撰の法規集であること、デルガーがすでに(註)(1)の論文において提唱したこの解釋は、マラフォス、ルメル、カラヤンプロスがひとしくわけもつところとなった⁽¹⁰⁾。そして、最後的にはオストロゴルスキーによって提唱されたところの、ユスティニアヌス二世(六八五—六九五)および七〇五—七一)による公撰説は影をひそめてしまった。⁽¹¹⁾しかしながら $N \cdot \Gamma$ の編纂の事情にかんする問題がそれですべて解決されつくしたわけではない。そうではなくて問題は一層廣い視野のもとにおきなおされる。すでにデルガーは $N \cdot \Gamma$ に、ユスティニアヌスの *Corpus Iuris Civilis* と地方的慣習法との特異な一結合をみたけれども、いまやビザンツ法 (die byzantinische Jurisprudenz) 研究の専門家たちの間で基本的課題に据えられるにいたったところの、ビザンツ帝國の全史を貫く Reichsrecht と Volks-Lokalrecht との關係の一環として、 $N \cdot \Gamma$ 問題もまた議されるにいたるのである。⁽¹²⁾

二 ハイムバッハが刊行したところの、ハルメノプロス「六書」の附録中の $N \cdot \Gamma$ ・版と、アッシュバーナーが刊行したところの、エクロゲーの附録中の $N \cdot \Gamma$ ・版とは、どちらが原 $N \cdot \Gamma$ ・に近いかについては、すでにふれたようにデルガーおよびカラヤノプロスと、ルメルとの間で論争がかわされた。

すでに述べたように、デルガーはハイムバッハの刊行したハルメノプロス「六書」附録の長い $N \cdot \Gamma$ ・を原 $N \cdot \Gamma$ ・により近いと解した。ルメルはこれを批判し、アッシュバーナー刊行のエクロゲー附録の短い $N \cdot \Gamma$ ・の方が、最古の手書本をもととし、またこれら手書本間には章の意味、数、配列、の諸点でおどろくべき一致がみられるが故に、原 $N \cdot \Gamma$ ・により接近していると⁽¹⁸⁾する。またルメルは、ハルメノプロス「六書」附録の $N \cdot \Gamma$ ・をハルメノプロス自身の挿入になるものと解するデルガーを批判する。その際ルメルはマラフォスに依據する。

すなわち、すでにのべたように $N \cdot \Gamma$ ・の手書本での傳承をとり上げたこのマラフォスは、「章が一層論理的に配列され」、さらに「これら章が幾つかの題目のもとに

まとめあげられている」ところのハルメノプロス「六書」附録の $N \cdot \Gamma$ ・版を、ハルメノプロス自身のおこなった $N \cdot \Gamma$ ・の新編纂とは見ず、手書本による傳承の過程自體のなかで、「ハルメノプロスの作品とのむすびつきにかかわりなく進行したところの變化の歸着」点と考えるのである。マラフォスはその裏付けとして、「六書」を収めた手書本である Cod. Paris. Coisl. 154, fol. 306 ff. をひきあいに出す。すなわちこの手書本が收録している $N \cdot \Gamma$ ・は、「六書」附録中に見られるのを常とする $N \cdot \Gamma$ ・版ではなくて、最古の手書本が收録するところの、エクロゲーの附録中の $N \cdot \Gamma$ ・に近いのである。

このようなマラフォスの見解に依據してルメルは、「六書」附録中の $N \cdot \Gamma$ ・がハルメノプロス自身の編纂にかかるものではなく、後代の「六書」利用者ないし筆寫者の挿入になるものと考え、またマラフォスがひきあいに出した Cod. Paris. Coisl. 154, fol. 306 ff. をその決定的な裏書きとする。

以上のルメルの見解にたいしてデルガー説の擁護に立つのがカラヤノプロスである。

カラヤノプロスはまず、「六書」附録中の $N \cdot \Gamma$ ・がハ

ルメノプロス自らの收録にかかるというデルガーの解釋のためにつぎのような論旨を展開する。

すなわち、かれによれば、マラフォスの言うところの「章の一層論理的な配列」こそ、まさにハルメノプロスが「六書」を作成するにあたってみずから $N \cdot \Gamma \cdot$ の編纂に手を下したことの裏書きなのである（その際カラヤノプロスはつぎのようなデルガーの言葉をひき合いに出す、「 $N \cdot \Gamma \cdot$ はここ（「六書」附録中）で、その材料の點では、 $N \cdot \Gamma \cdot$ の Einzelüberlieferung がわれわれに示すような全き規模であらわれる。ただその際この「六書」の $N \cdot \Gamma \cdot$ 版は、ある編纂の産物としてあらわれるのであって、まさにそれこそ、時に言語の點で、しかし時には法律の點で、秩序づけをおこない選別をおこなうところの事情精通者の手をあらゆる明確さをもって露わに示すのである」）。

さらにカラヤノプロスは續ける、ハルメノプロスの編纂とはけっしてマラフォスが期待しているような完全に新しい $N \cdot \Gamma \cdot$ 版の作成を意味しはしない。偉大な法曹家が課題としたのは、デルガーの説くように、はるかにひかえめなもの、つまり既存の材料を秩序づけ、體系的に區分づけること（もちろんこれは精通者にしてはじ

めてなしたところである）であったと。

カラヤノプロスは、マラフォス、ルメルがともに自説の論據とした Cod. Paris. Coisl. 154, fol. 306 ff. についてはつぎのように述べる。マラフォス、ルメル、そしてすでにハイムバッハも、當手書本の所屬年代にふれるところがないが、實際には十六世紀という非常に後代のものであり、この手書本の筆者である Jacobus Diassorion は、「六書」の第三版からハルメノプロス編の $N \cdot \Gamma \cdot$ 版をこの手書本に書きこんだのではなく、Einzelüberlieferung の版の方を書きこんだ。この手書本筆者がこのようなことをおこなったゆえんは、かれがその手書本作成にさいして手本としたのが、いまだ $N \cdot \Gamma \cdot$ をおさめていない「六書」の第一版であったからだ。カラヤノプロスはこのように述べた後に、「十六世紀所屬のこの獨特の一手書本を充分な理由と考え、そのために、明かにハルメノプロスの編になるテキストを収めた十四—十七世紀所屬の數多くの手書本を無視することは許されるであろうか」、とマラフォス、ルメルにむかつて反駁するのである。

ではカラヤノプロスがハルメノプロス「六書」附録中

の $N \cdot \Gamma$ を最良の版とするのはいかなる事由によるのか。かれもまたデルガーと等しく $N \cdot \Gamma$ の手書本における傳承を三群に大別することから始める。すなわち、

a 八二―八六章から成り、エクロゲーの附録中に收められ、それを傳える最古の手書本は十一世紀に遡るところの、*Einzelüberlieferung* がまず第一群をなす⁽¹⁴⁾。

b 十一―十二世紀の *Ecloga ad Prochiron mutata* 中に傳承された $N \cdot \Gamma$ 版が第二群をかたちづくる。この版は *Einzelüberlieferung* のうちの六四章を含むにすぎず、その代りそこには見出されない新しい一一章を収めている。

c ハルメノブロス「六書」の第三版がつたえるところの、十四世紀中葉に屬する $N \cdot \Gamma$ 版が第三群をなす。この群の $N \cdot \Gamma$ は *Einzelüberlieferung* の全章、*Ecloga ad Prochiron mutata* に新出の十一章(上記)のうち三章、後者にも見當らない全く新しい十章、から成る。

デルガーは以上の三群が相互にそれぞれ獨立して傳承されたと考える一方それらを共通の版に遡及させるといふ(すでに前述においてふれるところのあった)途をとった⁽¹⁵⁾。カラヤノブロスは、この見解とならんでもともと異った

いくつかの $N \cdot \Gamma$ 原版が同時に並存したとする解釋も成立ちうるのではないか、と提案する。

すなわちカラヤノブロスによれば、異った手書本群相互の間での、また第一群をなす *Einzelüberlieferung* 内部での、章數の差異および *Einzelüberlieferung* 所屬の手書本相互の間の相違は、複數の $N \cdot \Gamma$ 原版の同時的存在という解釋を成立させる。もとよりこれら原版は共通の法源 CIC に發しているが故に、大きな共通性をもつ。そして當時明かに存在していたこの CIC の數多くの寫し、おそらくはその拔萃で、地方的な法規と一緒に記されそれぞれの屬州の裁判官の判決に手引となつたもの、からいまのべた同時的に存在する複數の $N \cdot \Gamma$ 原版が徐々に生れた。カラヤノブロスはこのような解釋の可能性を提起する。そしてそのような解釋こそ、 $N \cdot \Gamma$ は私撰であるとするデルガーの解釋に最もびつたりあてはまるのではないか、と言う。

カラヤノブロスはともかくもこのようにして成立を見た原 $N \cdot \Gamma$ の *terminus post quem* を、最古の手書本のあるものがかけるところのユスティニアヌス帝の名を含んだ $N \cdot \Gamma$ の標題(前述をみよ)に徴して、つまり CIC

編纂後の六世紀後半におく。

これに反して *terminus ante quem* はどうであらうか。この点についてカラヤノプロスはつぎのように説明する。すなわち、いまのべたような経過で徐々に成立し、同時的に存在するようになった複数の原 $N \cdot \Gamma$ は、巨大な法律私撰の時代であるほぼ十世紀に、その相当部分が法規集にまでまとめ上げられるいたった。つづいて *Eclogae ad Prochiron mutata* の時代に、十世紀のこの法規集から抜萃をおこなうとともに、他の手書本および地方的慣習を顧慮することによって、第二の私撰集が生れた。最後に十四世紀の半ばに、ハルメノプロスは、先行の二撰集がいまだ顧慮するにいたらなかった他の手書本と法規をも加味することによって、第三のそして最も完全な $N \cdot \Gamma$ を編纂した。そしてそのさいかれは同時に、いままで形成途上にあり、たえず變化していた法規集を固定化するとともに、内容に一定の論理的秩序を與えた。このような推察にもつづいてカラヤノプロスは、これら種々の編纂年代がそのまま $N \cdot \Gamma$ の諸版の *terminus ante quos* となる、と結論づけるのである。

以上のようなカラヤノプロスの論述の結果、シノゴヴ

イツが(註)12の展望でデルガーの(註)4の論文を目してのべたつぎの言葉、すなわち、「アッシュバーナーが刊行した *Einzelüberlieferung* をもって、*Eclogae ad Prochiron* *mutata* およびなかならずハルメノプロス版とくらべて、本来存在したところのすべてを含んでいるものとしてはならない」という言葉は、一層の妥當性を帯びるにいたったとすべきであらう。

三 では最後に、 $N \cdot \Gamma$ は最近のビザンツ社會經濟史研究においてどのような解釋を與えられているだろうか。

a 帝政ロシアのビザンツ研究者ウァシリエフスキ、ウスペンスキーなどによって提唱された $N \cdot \Gamma$ のスラヴ民族起原説、スラヴ的農民共同體説を、マルクシズム歴史學の立場から復活しようとの試みであるリプシツの書物(註)1については、(註)3の拙稿で紹介しておいたけれども、ソヴィエットの歴史學界でもこのリプシツの理論はうけいれられるところとなっていないようであり、たとえばスジュジュモフはリプシツの見解のいくつもの點に批判を加えている⁽¹⁹⁾。

b オストログルスキーが $N \cdot \Gamma$ のユステイニアヌ

ス二世(六八五—六九五、および七〇五—七一)制定説をとく際の一つの根據であつた $N \cdot F$ の標題のユステイニアヌスは、ユステイニアヌス二世ではなくて同一世を意味するという見解が一般的となつてゐる事情についてはすでにふれた。ところでオストロゴルスキー説の第二の根據になつてゐるものに $N \cdot F$ の背景についての社會經濟的考察があるのであつて、ここでそれをふれる必要がおきてくる。

オストロゴルスキーによれば、 $N \cdot F$ が反映してゐるのは、七世紀の経過のうちに出現したところの廣範な自由農民層の普及という新たな社會情勢である。そしてかれは、この新事態が新たな租稅連帶責任制度 *ἀλληλεγγύη* の成立をうながした。 $N \cdot F$ の第一八章が示すのはこの新租稅制度にはかならない、といふ⁽¹⁷⁾。

問題の $N \cdot F$ 第一八章とはつぎのようである、「もし農民が貧しくなつてその農地を放棄した場合には、不在者の租稅を支拂う者たちは不在者の土地からの收穫を自分のものとする事が出来る。かれが歸郷してもかれらはそれについてかれに損害賠償をする必要がない。」

オストロゴルスキーがこれに下した解釋とはつぎのと

おりである。古代末期、ビザンツ初期には收穫可能な土地の所有者に荒廢地を強制的に割當て、それに應じてこの割當て地の租稅をもこの收穫可能な土地の所有者に賦課するところの *εὐροβά* という制度がおこなわれていた。しかしビザンツ中期になると、荒廢地の租稅を近隣者にゆだね、それに應じてこれら近隣者にこの荒廢地の使用權を與える(ただし土地の移讓を件わない)ところの *ἀλληλεγγύη* がこの *εὐροβά* にとつてかわつた。そしてこの新租稅制度の最初のあらわれがこの $N \cdot F$ の第一八章だ。オストロゴルスキーはこのように考へるのである。

オストロゴルスキーのこの *ἀλληλεγγύη* 解釋にたいしては、すでにカラノプロスが批判をおこない、四—六世紀には土地の移讓を件わないところの、租稅收入にたいする團體構成員の連帶責任が存続したことを立證⁽¹⁸⁾し、私自身もビザンツ農業史の諸問題を展望したさいに、このカラヤノプロスの解釋に賛意をあらわす機會をもつた。⁽¹⁹⁾

カラヤノプロスは⁽²⁰⁾(註⁽⁷⁾)の論文ではこの自説に、法律史料、記述史料、パピルスからそれぞれ一點ずつ新しい證據をさらに添加する。かれによれば、租稅納入不能にお

ちいつて村落から逃亡した農民にかんするこの三四年のペピルスは、*N・Γ*の第一八章との類似をしめす。すなわちこのばあい郷長 *Praepositus Pagi* は土地を残留農民に耕作のため委ねる。しかしながらこの郷長自身「土地所有者は所有權を失うことなくして他處に五年間以上逗留することができた」(*ἐγγὺς χωροαίμενον τὸν πρὸς ἐμοῦ χωροαίμενον ἔτεσσιν πέντε καὶ πρὸς, καὶ ἐν τῇ ἀλλοδατῇ διατριβήσαντα*...) 旨のべているとともに、事實かれらは歸還の曉「所有地の返還を請求して、これをめたたび受けとった」(*ἡ δὲ πάλιν τὸν αὐτοῖς καὶ μετὰ τοὺς ἀπὸ τῆς κομῆς καὶ ἀπὸ τῶν αὐτοῖς καὶ ἐν τῷ ἀρπείκτο αὖς θεοτότης τυγχάνον τὸν γὰρ*)。要するに土地を放棄した者は、五年以上(後代には二年間に短縮。*Cod. Th. 5. 11. 12 (J. 391); Cod. Just. 11. 59. 8; cf. Cod. Th. 5. 11. 11 (J. 386).* 494)は *cf. A. C. Johnson-L. C. West, Byzantine Egypt: Economic Studies* (Princeton 1949) 33.) 不在でもいぜん土地所有者であり、それとしてまとめられ、直ちに返還請求ができた。つまり土地は他の農民たちに利用のため委ねられたにとどまり、しかもこの利用期間も本来の所有者の不在がつづく限りであ

った。カラヤノプロスはこのようにオストロゴルスキのいわゆる *ἀναγκή* の存在をすでに古代末期に指摘する。そして、*N・Γ*はビザンツ帝國の七世紀の過程におこったなんらかの事態にその成立を動機づけられてもいなければ、そのような事態を反映するものでもないことを説くのである。⁽²³⁾

○ *N・Γ*の第一八章とならんで古來から論争の焦點をかたちづくるものに、共有地およびその土地分割に關係する第八、三二、八一、八二章がある。⁽²⁴⁾

リップシツはこれらの章を足掛りに、かつてのスラヴ村落共同體説の復活をはかったわけである。しかしこのような解釋は、*N・Γ*においては土地の私有があくまでもたてまえとなっており、またビザンツの他のいかなる史料にも眞の *Gemeineigentum* については證據がないが故に、⁽²⁵⁾ 學界一般のうけいれるところとはなっていない。

では *N・Γ*の上掲諸規定をどう理解すべきか。これについてマラフォスは、第八章を、十二世紀の手書本である *Cod. Paris. gr. 1384, fol. 128* を基礎に、相續人の間での分割にかんするものと見、また第三章を十四世紀

の手書本である Cod. Paris. gr. 1720 fol. 145 を基礎に、相續人たちの間の未分割地に關係すると考えるけれども、マラフオスのこのような解釋にはルメルの正當な批判がある。⁽²⁸⁾ 私たちはむしろこのルメルが提出するつぎのような解釋に注意をはらうべきであろう。すなわち、デルガーはすでに第八章の *échos kous* が決して未分割の豊沃地ではなく、*Allimende* つまり共同使用にかかる放牧・牧草・森林地だと解し、⁽²⁹⁾ また第八章の分割 (*meprapós*) を「徵稅要綱」と關係づけつつ同章の背景として、「自由ではあるが、國庫にたいし共同體の地租納入額について責任を負うが故にその點で自由を制限されたところの小農民の團體」⁽³⁰⁾ を考えた。ルメルはデルガーのこの解釋の線にそいつつ（ただしデルガーの名をあげることなく）、第八章の *kous échos* は、共同體員の「すべてがそこにおいて同等の權利をもつとともに何人も所有權をもたないような共有地 *les communaux*」と解した。これに反してルメルは、第八・第三二・第八章で對象とされた土地においては、そこでおこなわれる分割 (*meprapós*) の結果、完全な土地所有權が発生する、とする。そしてこれは、このような分割の對象となった土地とは、たと

えば *N・Γ・* の第一四・一八・一九章にみられるような、土地所有者が逃亡して村落民全員が國庫にたいする連帶責任上一時的に耕作をつづけている土地である、とし、この種の土地には、租稅上での負擔を負う農民にたいしこの負擔に見合う權利を與えるために、定期的に共同體構成員間に分割 (*meprapós*) が（國家自身の手で、あるいは共同體みずからの手で）施行され、その結果として完全な所有權が成立をみたこと、を説くのである。⁽³¹⁾

最近のビザンツ社會經濟史研究で *N・Γ・* について問題とされたのは以上の諸點である。

要するに *N・Γ・* 研究は、一方において手書本における傳承の問題を含みつつ、*N・Γ・* をビザンツ社會經濟史の全發展のなかにどう位置づけてゆくかという新しい段階にはいったようである。（一九五九・八・二七）

(10) ただデルガーが、*N・Γ・* とエクローゲーとは文章形態および用語の點での類似性故に編纂年代をほぼ同じくすること、しかし *N・Γ・* のエクローゲーにくらべての刑罰の輕減化を、後者の意圖した「一層の人道化」 *εὐδοκίμωνος εἰς το φιλανθρωπότερον* の反映と考えれば、*N・Γ・* はエクローゲーに先行していること、を説くのにたいして、マラフオスは、刑罰規定上でのこのような兩法規集の對比は意味

がないと考える。なぜならばマラフォスによれば、エクロゲーは同一法規の内部において、犯罪者の財産の多寡に應じて異った刑罰を定めるといふ建前をとっている。それに反して「 $N \cdot \Gamma$ 」は個々の個別的な事件について一つ一つの處理をおこなっている。したがって $N \cdot \Gamma$ にみられる嚴格さないし溫和さは、問題の事件の諸情況、およびきわめて屢々は犯罪者の身分、を考慮することによって説明がつく」性格のものである。

(11) 事實オストロゴルスキーが自説の根據の一つ(他の根據については後述をみよ)としたところの「最古手書本のいくつかがかかげる標題 *Κεφάλαια νόμων γεωργικῶν καὶ ἐκλογῶν ἐκ τοῦ Ἰουστινιανῶν βιβλίου*」中のユスティニアヌスを二世だとする解釋は、すでにデルガーによって批判されたが、ルメル、カラヤノプロスのいずれも、デルガーにしたがいつつ「このユスティニアヌスを一世と解するにいたっている」。

(12) B. Sinogowitz, *Die byzantinische Rechtsgeschichte im Spiegel der Neuerscheinungen*. Saeculum 4 (1953) 313—333. 45—47 P. J. Zepos, *Die byzantinische Jurisprudenz zwischen Justinian und den Basiliern*. Bericht zum XI. Internationalen Byzantinisten-Kongress, V, 1. München 1958. 1—27. H. J. Scheltens, 1. Korreferat zu P. Zepos, *Die byzantinische Jurisprudenz zwischen Justinian und den Basiliern*. ibid. 35—41. 44 J. de Malafosse, 2. Korreferat zu P. Zepos, *Die by-*

zantinische Jurisprudenz. ibid. 42—43. は「ビザンツ法律史の理解に缺くことのできない手書本における傳承の問題を、(1)エクロゲー其他の編纂物について、(2)この編纂物に附されたところの、 $N \cdot \Gamma$ 其他から成る附録について、(3)手書本自体について、指摘している」。

(13) 反對にルメルは、「六書」附録の $N \cdot \Gamma$ 版がデルガーの説くように原 $N \cdot \Gamma$ に最も近いのではないゆえんを、つぎのような反證をあげつつ説く。

ハイムバッハ刊行の $N \cdot \Gamma$ が含み、アッシュバーナー刊行のそれには除外しているところの前文は原 $N \cdot \Gamma$ には想定できないこと。おなじくアッシュバーナー版にはみられないハイムバッハ版の餘分の十二章においても、アッシュバーナー版にはみられないところの記事「すなわち *ἀγορές*」への屢々の言及「*lex Aquilia*」への繰返しての學識誇示的な言及、オリイヴへの言及、はこれらの章が初期ビザンツの法律テクストからの借用物であることを示すこと。この事情はコロヌスに關する CJC の規定のそのまの援用であるハイムバッハ版の第一篇第十七章においてことに明かであること。

其他ルメルはたとえば、アッシュバーナー版の第六章の規定と、ハイムバッハ版のこれに相當する規定とを比較する。そして前者の讀法 (*ὡς εἰς τὰ ῥήματα ὑπατάουσι τὰ κτίματα*) にしたがいつつ、同規定の趣旨は人が自助手段 (*ἀνάγκη*) におよんではならないとする點にあり、自分に所屬する土地に他人が家屋または塙をたてたという理由

で、自分自身が手を下してこれら他人の家屋や塀を打ちこわした者に、手の切斷という刑罰を適用せよ、という風に解してのみこの規定は理解できる。それに反してハイムバッハ版の讀法 (*secessores kai ktitors*) にしたがえば、處罰の対象となる者は、自分自身の土地での建設の材料を調達するために他人の家屋や塀を打ちこわす者、という不合理な解釋が生れる、と。

- (14) カラヤノプロスによれば、アッシュンバーナーがこの第一群所屬の手書本を三組に區分したのは相對的根據にもとづいてのことにすぎない。すなわち、そのどの組も他の組にとって手本となっておらず、またアッシュンバーナーによれば最悪の第三組が他の二組よりも良好なテキストを採録しているという場合もある。つまり「より新しいもの必ずしもより悪からず」(*recentiores non deteriores*) なのである。さいごにまた別々の組に屬する手書本相互が、同一の組に屬する手書本間よりも相似している場合もある。カラヤノプロスは以上の觀察にもとづいて、アッシュンバーナーの言うように三組のうちのどれかが最良であるなどと言うことはあり得ないこと、要するにアッシュンバーナーの三組への區分は妥當でないこと、を歸結するのである。
- (15) (註) (2) のデルガーの論文を入手しないままに、カラヤノプロスの要約によれば、デルガーは、*Einzelüberlieferung* 中に缺除の三章が、*Ecloga ad Prochiron mutata* および「六書」のつたえる *N·I·* に存在することによって證明されるように、ハルメノプロス傳承と *Ecloga ad*

Prochiron mutata とは共通の版に遡及させることが可能であること、を説くのである。

ところでカラヤノプロスはさらにすすんでつぎのように考察をおしすすめてゆく。すなわち、いまのべた共通の版とは約一〇五章 (つまり 82~86+10+105) から成る。その *terminus ante quem* は *Ecloga ad Prochiron mutata* の編纂年代である十二世紀末であると考えられる。ところでこの共通の版はさらに今一つの版に遡及する。なぜならばこの版は *Epanagoge cum Prochiro composita* に附隨した *N·I·* を収めているところの十二世紀所屬の手書本 *Cod. Paris. gr. 1367* およびハルメノプロスの雙方に共通にみられる讀法および主要誤謬が示すように、*Einzelüberlieferung* にとつてもまた手本の役割を果したからである。カラヤノプロスはこのように論述を展開してゆくのである。

- (9) M. Ja. Sizjumov, *Le caractère et l'essence de la commune byzantine d'après la Loi Agraire*. (en russe). *Viz. Vremenn.* 10 (1956) 27—47. — *ibid.* cf. A. P. Kazdan, *Sur les caractères particuliers de la propriété féodale à Byzance aux VIIIe—Xe siècles*. (en russe) *ibid.* 48—56.

- (17) G. Ostrogorsky *Das Steuersystem im byzantinischen Altertum und Mittelalter*. Byzantion 6 (1931) 239—240. — *Id.*, *Geschichte d. byz. Staates* (1952) 109—110. cf. *Id.*, *Agrarian Conditions in the Byzantine Empire*

- in the Middle Ages (The Cambridge Economic History of Europe I (1942) 202.
- (29) J. Karayannopoulos, *Die kollektive Steuerverwaltung in der frühbyzantinischen Zeit*. VSWG. 43 (1956) 289—322. 40—52 頁の巻頭の大著 *Id., Das Finanzwesen des frühbyzantinischen Staates*. (Südosteuropäische Arbeiten, 52. München 1958. XXXI, 308) S. 236 ff. 248 ff.
- (30) 拙稿「ビザンティン帝国に於ける若干の考察」一橋大學研究年報『經濟學研究』II (一九五七) (mein Aufsatz, *Bemerkungen zur byzantinischen Bauerngemeinde*. Jahrbuch für Wirtschaftswissenschaft. II Tokyo 1957, Hitotsubashi Universität S. 374 ff.)
- (31) Πανσταντινικὸς βίβλος ἡμετέρας ἀντιγραφῆς (Cod. Just. II, 59, 1)
- (32) Vita Sabae (=E. Schwarz, *Kyrrillos von Skythopolis* [Leipzig 1939] 85—200)
- (33) P. Columbia Inv. No 181 (19) + 182 Col. IZ. 14 ff. (=C. J. Kraemer, Jr.-N. Lewis, *A Referee's Hearing on Ownership*. Trans. and Proceed. of the Amer. Philol. Assoc. 68 (1937) 372)
- (34) 1) 64 頁にオノマトロコノスキューに於てはじめて ἐπιβολή καὶ ἀλλοκτήσιμος とは確定づけられ差別づけられたけれども、2) 65 頁にスキューノ租税制度について古來から問題がある。
- 4) 5) 6) 7) 8) 9) 10) 11) 12) 13) 14) 15) 16) 17) 18) 19) 20) 21) 22) 23) 24) 25) 26) 27) 28) 29) 30) 31) 32) 33) 34) 35) 36) 37) 38) 39) 40) 41) 42) 43) 44) 45) 46) 47) 48) 49) 50) 51) 52) 53) 54) 55) 56) 57) 58) 59) 60) 61) 62) 63) 64) 65) 66) 67) 68) 69) 70) 71) 72) 73) 74) 75) 76) 77) 78) 79) 80) 81) 82) 83) 84) 85) 86) 87) 88) 89) 90) 91) 92) 93) 94) 95) 96) 97) 98) 99) 100) 101) 102) 103) 104) 105) 106) 107) 108) 109) 110) 111) 112) 113) 114) 115) 116) 117) 118) 119) 120) 121) 122) 123) 124) 125) 126) 127) 128) 129) 130) 131) 132) 133) 134) 135) 136) 137) 138) 139) 140) 141) 142) 143) 144) 145) 146) 147) 148) 149) 150) 151) 152) 153) 154) 155) 156) 157) 158) 159) 160) 161) 162) 163) 164) 165) 166) 167) 168) 169) 170) 171) 172) 173) 174) 175) 176) 177) 178) 179) 180) 181) 182) 183) 184) 185) 186) 187) 188) 189) 190) 191) 192) 193) 194) 195) 196) 197) 198) 199) 200) 201) 202) 203) 204) 205) 206) 207) 208) 209) 210) 211) 212) 213) 214) 215) 216) 217) 218) 219) 220) 221) 222) 223) 224) 225) 226) 227) 228) 229) 230) 231) 232) 233) 234) 235) 236) 237) 238) 239) 240) 241) 242) 243) 244) 245) 246) 247) 248) 249) 250) 251) 252) 253) 254) 255) 256) 257) 258) 259) 260) 261) 262) 263) 264) 265) 266) 267) 268) 269) 270) 271) 272) 273) 274) 275) 276) 277) 278) 279) 280) 281) 282) 283) 284) 285) 286) 287) 288) 289) 290) 291) 292) 293) 294) 295) 296) 297) 298) 299) 300) 301) 302) 303) 304) 305) 306) 307) 308) 309) 310) 311) 312) 313) 314) 315) 316) 317) 318) 319) 320) 321) 322) 323) 324) 325) 326) 327) 328) 329) 330) 331) 332) 333) 334) 335) 336) 337) 338) 339) 340) 341) 342) 343) 344) 345) 346) 347) 348) 349) 350) 351) 352) 353) 354) 355) 356) 357) 358) 359) 360) 361) 362) 363) 364) 365) 366) 367) 368) 369) 370) 371) 372) 373) 374) 375) 376) 377) 378) 379) 380) 381) 382) 383) 384) 385) 386) 387) 388) 389) 390) 391) 392) 393) 394) 395) 396) 397) 398) 399) 400) 401) 402) 403) 404) 405) 406) 407) 408) 409) 410) 411) 412) 413) 414) 415) 416) 417) 418) 419) 420) 421) 422) 423) 424) 425) 426) 427) 428) 429) 430) 431) 432) 433) 434) 435) 436) 437) 438) 439) 440) 441) 442) 443) 444) 445) 446) 447) 448) 449) 450) 451) 452) 453) 454) 455) 456) 457) 458) 459) 460) 461) 462) 463) 464) 465) 466) 467) 468) 469) 470) 471) 472) 473) 474) 475) 476) 477) 478) 479) 480) 481) 482) 483) 484) 485) 486) 487) 488) 489) 490) 491) 492) 493) 494) 495) 496) 497) 498) 499) 500) 501) 502) 503) 504) 505) 506) 507) 508) 509) 510) 511) 512) 513) 514) 515) 516) 517) 518) 519) 520) 521) 522) 523) 524) 525) 526) 527) 528) 529) 530) 531) 532) 533) 534) 535) 536) 537) 538) 539) 540) 541) 542) 543) 544) 545) 546) 547) 548) 549) 550) 551) 552) 553) 554) 555) 556) 557) 558) 559) 560) 561) 562) 563) 564) 565) 566) 567) 568) 569) 570) 571) 572) 573) 574) 575) 576) 577) 578) 579) 580) 581) 582) 583) 584) 585) 586) 587) 588) 589) 590) 591) 592) 593) 594) 595) 596) 597) 598) 599) 600) 601) 602) 603) 604) 605) 606) 607) 608) 609) 610) 611) 612) 613) 614) 615) 616) 617) 618) 619) 620) 621) 622) 623) 624) 625) 626) 627) 628) 629) 630) 631) 632) 633) 634) 635) 636) 637) 638) 639) 640) 641) 642) 643) 644) 645) 646) 647) 648) 649) 650) 651) 652) 653) 654) 655) 656) 657) 658) 659) 660) 661) 662) 663) 664) 665) 666) 667) 668) 669) 670) 671) 672) 673) 674) 675) 676) 677) 678) 679) 680) 681) 682) 683) 684) 685) 686) 687) 688) 689) 690) 691) 692) 693) 694) 695) 696) 697) 698) 699) 700) 701) 702) 703) 704) 705) 706) 707) 708) 709) 710) 711) 712) 713) 714) 715) 716) 717) 718) 719) 720) 721) 722) 723) 724) 725) 726) 727) 728) 729) 730) 731) 732) 733) 734) 735) 736) 737) 738) 739) 740) 741) 742) 743) 744) 745) 746) 747) 748) 749) 750) 751) 752) 753) 754) 755) 756) 757) 758) 759) 760) 761) 762) 763) 764) 765) 766) 767) 768) 769) 770) 771) 772) 773) 774) 775) 776) 777) 778) 779) 780) 781) 782) 783) 784) 785) 786) 787) 788) 789) 790) 791) 792) 793) 794) 795) 796) 797) 798) 799) 800) 801) 802) 803) 804) 805) 806) 807) 808) 809) 810) 811) 812) 813) 814) 815) 816) 817) 818) 819) 820) 821) 822) 823) 824) 825) 826) 827) 828) 829) 830) 831) 832) 833) 834) 835) 836) 837) 838) 839) 840) 841) 842) 843) 844) 845) 846) 847) 848) 849) 850) 851) 852) 853) 854) 855) 856) 857) 858) 859) 860) 861) 862) 863) 864) 865) 866) 867) 868) 869) 870) 871) 872) 873) 874) 875) 876) 877) 878) 879) 880) 881) 882) 883) 884) 885) 886) 887) 888) 889) 890) 891) 892) 893) 894) 895) 896) 897) 898) 899) 900) 901) 902) 903) 904) 905) 906) 907) 908) 909) 910) 911) 912) 913) 914) 915) 916) 917) 918) 919) 920) 921) 922) 923) 924) 925) 926) 927) 928) 929) 930) 931) 932) 933) 934) 935) 936) 937) 938) 939) 940) 941) 942) 943) 944) 945) 946) 947) 948) 949) 950) 951) 952) 953) 954) 955) 956) 957) 958) 959) 960) 961) 962) 963) 964) 965) 966) 967) 968) 969) 970) 971) 972) 973) 974) 975) 976) 977) 978) 979) 980) 981) 982) 983) 984) 985) 986) 987) 988) 989) 990) 991) 992) 993) 994) 995) 996) 997) 998) 999) 1000)

90 et suiv.)は、土地の強制割当てを伴う *epibole* を見る。

このデルガーおよびモニエの例が示すように、ビザンツのいくつもの財政制度は、それを相互に識別することがなかなか困難なのである。そこでオストロゴルスキーがエビボレー概念とアレクシエンギオン概念とをつくり上げたことを、私たちはルメルとともに高く評價すべきであろう (P. Lemerle, op. cit. 219 (1958) p. 37, n. 3)。

その意味でルメルは、「カラヤノプロスのオストロゴルスキー批判が、興味あるニュアンスをもたらしはするが、オストロゴルスキーの観点を根からくつがえしたとは思えない」とし、オストロゴルスキーがおこなったように土地の移譲と租税の移譲とは矢張り分けて考えるべきこと、前者に相當するエビボレーは、*N・Γ・*にも、同時代の史料にも見られず、混乱をさけるいみから、この言葉は専らビザンツ初期の制度に限定して用いるのが妥當なこと、を主張する。(なおルメルによれば (P. Lemerle, op. cit. 219 (1958) p. 262, n. 1) 後代「徵稅要綱」にあらわれるエビボレーは、もはやビザンツ初期の *ἐπιβολὴ τοῦ ἀντίου* の意味をもたず、租税賦課という全く別の意味に轉じている。そしてこの同じ「徵稅要綱」にあらわれ、評價、査定、衡平化、を意味するところの *ἐξουσία* と同義語として用いられている。事情はコムネーノス王朝時代の文書にあらわれるエビボレーについても同様なのである。)

それに反してルメルにしたがえば、*N・Γ・*の第一八章は、租税の移譲という後者の場合に該當する。すなわちこ

の第一八章が扱うのは、租税納入のための共同體構成員の連帶責任制なのであって、上からの荒廢地の割當てではない (P. Lemerle, op. cit. 219 (1958) p. 62, n. 1&2)。そして同一 *τοπίον* に所屬の *οἰκογενεῖς* が兵籍に編入された貧困者 *πτωχοὶ* の租税 *τὰ δέματα* を連帶責任上 *ἀναγκαστικῶς* 支拂わなければならなかったことを報ずるテオフィアネスの場合 *τοπίου* 殘留者が連帶責任上租税を請求された (*οἱ καταγκαστικῶς τοῦ τοπίου ἐστικοὶ ἀναγκαστικῶς ἀναρτοῦμενοι*)「徵稅要綱」の場合、はいずれも *N・Γ・* の租税制度と同一系列に屬するとする (P. Lemerle, op. cit. 219 (1958) p. 72 n. 1 & p. 73 n. 2) —— なおルメルが *N・Γ・* のこの第一八章ではなく、第八、第三二、第八二、の三つの章にエビボレーの殘存を讀みとっている事情については後述をみよう。

ルメルはしかしながら、オストロゴルスキーのようにこれら租税の移譲の場合に、*ἀναγκαστικῶς* の言葉をあてることがをさけるべきだとする。かれによればバシレイオス二世が創設した特定の「租税制度」にのみこの語が保留されるべく、これに反してテオフィアネス「徵稅要綱」に見えた副詞形 *ἀναγκαστικῶς* は連帶責任という一般の意味においてうけとらなければならぬのである (P. Lemerle, op. cit. 219 (1958) p. 262—263)。

私自身の見解はと言えば、明確な概念構成の必須を説くルメルの主張にももちろん異議のあり得よう筈がないけれども、他方矢張り歴史的現實の多様性を指摘するカラヤノブ

ロスに従いたい。そしてたとえば「徴税要綱」に古代末期以来の *dyaknua* と *dyndouia* との並存的存続を読み取るべきであろう(註19)の拙稿三九六・七頁参照)。

また *N・F*・中の農民の移動の自由の問題であるが、マラフォスが、「事實、その土地を放棄する農民について言及がおこなわれる場合でも、かれを強制的につれもどす手段が想到されるどころか、かれの自發的歸還を容易ならしめるためのあらゆる努力が試みられる。これは後期ローマ帝國でよしとされた觀念と非常に異なる」とのべている(*J. de Malafosse, Le droit agraire au Bas-Empire et dans l'Empire d'Orient. Rivista di Diritto Agrario* 1 (1955) 55 cf. *P. Lemerle, op. cit.* 219 (1958) 61, 63—64) のにたゞして、カラヤノブ Ross がはさんだ疑問は正當だと思う。私自身も前掲の拙稿三六九頁以下で、ビザンツ中期における農民の移動の自由について批判的な見解を示しておいた。

(24) 第八章、「若し分割(*μερισμός*)が或る者たちにとりその割當地あるいは土地について(*ἐν οὐκείῳς ἢ ἐν τοῖς*)不利となるようにおこなわれた場合には、かれらはこの分割を無効とすることができる。」

第三章、「若し樹木が或る者によって未分割地で(*ἐν τῷ αὐτοῦ*)栽培され、その後分割がおこなわれて(*μερισμὸν γενόμενον*)他人の割當地に(*ἐκ μερίδος ἀλλοῦ*)歸屬した場合には、その樹木を栽培した者以外のいかなる者といえどもこの樹木を所有することは許されない。しか

し樹木栽培のおこなわれている土地の所有者(*ὁ τοῦ τόπου κύριος*)が、樹木による損害をうったえるならば、かれはこの樹木を栽培した者に、別の樹木をかわりとして與え、みずからはさきの樹木を保持しなければならない。」

第八章、「若し村落地域に(*ἐν χωρίῳ*)居住する者が、共有地が粉挽場の建設に適していることを知り、それを専有し、續いて建設完成後に若し村落地域の全員が(*ὁ τοῦ χωρίου κοινότης*)この粉挽場所有者にたいし共有地を専有したことをうったえるならば、村落の全員は、かれにたいして粉挽場の完成のためにかれにかかった一切の負擔を肩代りし、粉挽場をその建設者とともに有しなければならぬ。」

第八章、「若し村落地域内の土地が分割され(*μερισθείς τῆς τοῦ χωρίου γῆς*)、割當てをうけた或る者が自分の割當て地では(*ἐν τῇ ἰδίᾳ μερίδι*)粉挽場の建設がさわしいと知り、その建設にとりかかる場合には、他の割當て地をうけた者たちはこのような建設事情の粉挽場には異議申し立ての資格がない。」

(25) ただし *N・F*・の中には土地賣買への言及がない。

cf. *P. Lemerle, op. cit.* 219 (1958) p. 58, n. 6.

(26) F. Dölger, *Die Frage des Grundeigentums in Byzanz. Byzanz und die europäische Staatenwelt* (Ettal 1953) 224—225.

(27) J. de Malafosse, *op. cit.* p. 45 et suiv.

(28) P. Lemerle, *op. cit.* 219 (1958) p. 59.

- (26) F. Dölger, *Ist der Nomos Georgikos*. Festschrifts
L. Wenger S. 25 Anm. 2. cf. Id., *Die Frage. Byzanz
und u. die europ. Staatenwelt*. S. 224—225.
- (30) F. Dölger, *Ist der Nomos Georgikos*. S. 25 Anm. 2.
- (31) ルメルは、テオファネスのつたえるニケフォロス帝第
二の「悪行」で兵籍に編入された貧困者の上地も、共同体
の他の構成員 *οἰοχονοι* の間で分割されたのではなからうかと
推察する (P. Lemerle, op. cit. 219 (1958) p. 73. n. 1)。
その他 P. Lemerle, op. cit. 220 (1958) p. 85, n. 5 を
参照。
- 「徴税要綱」では、これに反してルメルによれば、村落共
同体の連帯責任下にある共同体領域内の無所有地はもはや
共同体の内部で、その構成員の間に再分割されず、村落共

同体の土地臺帳から(したがって連帯責任から)外されて、
村落領域からは獨立した法的地位(*ἐξουσία*)をもつ *ἐκκλησία*
παρά をかたちづくる。そして國庫からの贈與、賣却によ
って事實上でも村落住民以外の者の手に歸してしまふ。ル
メルはそこからビザンツ中期以後における村落共同体の崩
壊という新現象を読みとるのである (P. Lemerle, op. cit.,
219 (1958) p. 263)。

〔後記〕 本稿はもと雑誌「古代學」第八卷第三號のために
執筆したものであるけれども、事情により、「まえがき」を
新たに附して、ここに發表することになったものである
(一九六〇・三・一五)。

(一橋大學助教授)